

長久手ストリートスポーツ協会 会則

(名称および事務所)

第1 この会の名称は、「長久手ストリートスポーツ協会」という。略称は「ながスポ」とする。

2 この会の事務所は、役員会が定める住所におく。

(目的)

第2 この会は、スケートボードなどストリートスポーツの健全で安全な普及を進めることにより、地域の発展と住みよいまちづくりに寄与する活動を、行政や他の団体などと協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

第3 この会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

(1) ストリートスポーツが多くの人に親しまれるよう普及する事業、およびストリートスポーツを楽しむ場所の健全で安全な運用に関する事業

(2) ストリートスポーツを活用した地域の発展と、青少年の健全な成長など住みよいまちづくりの推進に関する事業

(3) この会の目的に関連した他の団体・個人ならびに行政、沿線施設などとの協働による事業

(4) 会員の親睦、その他この会の目的に資する事業

(構成員)

第4 この会の構成員は、正会員および協力会員・団体とし、その会費および資格等は役員会が定める。

(役員等)

第5 この会に役員および監事各々若干名をおく。

2 役員および監事は、総会において正会員の中から選任する。

3 役員および監事の任期、権能、職務等は、総会が定める。

4 役員会は、代表、副代表、事務局長、会計およびその他の職務の担当役員を互選する。

(会議)

第6 この会の議決を行う会議として、正会員からなる総会および役員会をおく。

2 総会は、この会の運営に関する重要な事項を議決する。なお、正会員の1/2以上の書面または通信による賛成をもって総会の議決に替えることができる。

3 役員会は、総会の議決の執行に関する事項およびこの会の日常の運営に関する事項を議決する。

4 総会および役員会は、関係する個人または団体に会議への参加を求めることができる。

5 会議の議決事項ならびに開催および運営に関する事項は、役員会が定める。

(会計処理等)

第7 この会の会計処理および管理方法は、役員会が定める。

2 この会は、会計処理の一部を他の団体に委任することができる。

- 3 監事は、前項の委任事務について受任団体を検査し、結果を報告しなければならない。

(予算および事業計画等)

第8 この会の収支予算および事業計画ならびに決算に関する事項は、役員会が定める。

(事務局の設置等)

第9 この会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局長の職務ならびに事務局の組織、運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

(実行委員会等の設置)

第10 役員会は、この会の事業の一部を担当するため、部会、実行委員会その他の名称の組織を設置することができる。

- 2 部会等の組織、運営および活動に関し必要な事項は、部会等の長が別に定める。

(その他)

第11 この会則に定めのない事項およびこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

- 2 この会則の改正は総会出席者の2/3以上の賛成による。ただし、会則第6の2項なお書きによる議決の場合はこのかぎりではない。
- 3 この会則は設立総会の決定をもって施行する。

会則別紙

1 会費

会費の額

- ・正会員(個人) 会費 1000 円/年、ただし入会金はなし。
- ・協力会員・団体 会費、入会金はなし。

2 構成員の資格等

- ・正会員は会の会議の出席権、議決権、選挙権、被選挙権、その他の運営権を持ちます。
- ・協力会員には、会からの連絡を通信などでお届けします。協力会員は、会の会議を傍聴することができます。

3 役員および監事の任期、権能、職務等

①役員および監事の任期 原則として2年とします。ただし再任は妨げません。

②役員の権能、職務など

- ・代表はこの会を代表し、この会の業務を総括します。
- ・副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときなどは、その職務を代行します。
- ・その他の役員は、その担任業務を執行します。
- ・事務局長および会計は、この会の庶務、予算、会計、広報およびその他の事務を処理します。

③監事の権能、職務など

- ・監事は、会計及び業務の執行状況を監査します。
- ・監事は、会則第7による委任事務を検査しなければならない。
- ・監事は、当分の間1名とします。